

仕様書

(別紙3)

1 機器の条件

- (1) 環境省が作成した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月)」の「判断の基準」に基づいた調達を実施すること。
- (2) 商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。
- (3) 直近の改刷・改鑄前後の千円紙幣及び五百円硬貨が使用できること。
- (4) 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口など、ユニバーサルデザインに配慮した機器とすること。
- (5) キャッシュレス決済に対応した自動販売機であること。

※ 「キャッシュレス決済」とは、交通系ICカード、二次元コード等での決済をいう。

2 販売条件

- (1) 飲料を販売するものとし、酒類及びたばこは販売しないこと。
- (2) 標準販売価格（定価）より20円引き以上とすること。
- (3) 自動販売機は、エネルギー消費効率（年間消費電力量（kWh/年））750kwh以下のものであること。ただし、災害支援型自動販売機については、この条件は求めない。
- (4) 販売商品の品目当該県有施設の財産管理者と協議すること。

3 安全対策に係る条件

(1) 設置

自動販売機を設置する際は、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。据え付ける場合は、日本産業規格（JIS）の据付基準又は清涼飲料自販機協議会作成の自動販売機据付規準を遵守し、転倒防止措置を講じること。

(2) 食品衛生等

衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受け、遅滞なく当該県有施設の財産管理者にその許可証を明示すること。

(3) 防犯

偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めるとともに、また、屋内設置であっても一般社団法人日本自動販売システム機械工業会作成の自販機堅牢化基準を遵守し、犯罪防止に努めること。

4 自動販売機の設置及び管理運営

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 商品補充等の作業は、当該施設の勤務時間内に行うこと。
- (3) 商品の賞味期限及び消費期限に注意すること。
- (4) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置者の責任において対応し、連絡先を自動販売機の見やすい位置に明示すること。
- (5) 自動販売機に併設して、回収ボックス等を設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクル、周辺の清掃を行うこと。なお、販売品目に合わせて利用者が缶・ビン、ペットボトル（剥離後のラベルを含む）、ペットボトルのキャップの3種類の分別ができるようにすること。

- (6) 自動販売機設置に伴う事故については、県の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うこと。
- (7) 商品等の盗難及び破損について、県の責に帰することが明らかな場合を除き、県はその責を負わない。
- (8) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
- (9) 自動販売機及び回収ボックスの設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担すること。
- (10) 設置者は、落札した賃付料とは別途に、光熱水費等を負担すること。この場合、設置者は子メーター（計量法第16条により、検定証印又は基準適合証印が付されているものであって、この有効期限を経過していないもの）を設置すること。
- (11) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等の一部を他人に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書を県に提出すること。

5 売上状況等の報告

本件賃貸借に係る自販機の売上状況について、毎年4月30日までに前年度の各月の売上数量及び売上金額を当該県有施設の財産管理者あてに報告すること。

ただし、前記報告以外に隨時に、前月までの売上について県が問い合わせた場合には、その都度速やかに回答すること。

6 回収物のリサイクルフローの報告

回収物のリサイクル状況について、自動販売機の設置後速やかにリサイクルフローを当該県有施設の財産管理者に報告すること。また、設置期間中に当該リサイクルフローが変更となる場合は、変更後のリサイクルフローを速やかに報告すること。（別添参照）

回収したペットボトル本体は、ペットボトルの原料としてのリサイクルに努めること。

7 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して当該県有施設の財産管理者の確認を受けなければならない。
- (3) 設置場所施設に係る工事や設備点検等、県の都合により、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。
- (4) 県が施設内（屋内建物）に水道直結で常温の水が出る給水器を設置しています。
- (5) 契約期間内に移転予定の施設があり、自動販売機も移転する予定です。当該自動販売機の移転費用も考慮したうえで入札してください。移転先の状況は別紙を参照してください。
- (6) 設置所属の事情により、個別の希望がありますので、（例：災害支援型自動販売機の設置を希望）別紙をご確認ください。
- (7) この仕様書及び契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度設置者と県とで協議の上、定めるものとする。

回収容器のリサイクルフロー

1 フローの内容

フローは任意様式とし、次の①から④の内容を含むこと。

① 回収物の種類

例 スチール缶、アルミ缶、ガラス瓶、紙容器、ペットボトル

② 回収物の処理（運搬及び処分）を委託する場合は、委託先の名称、住所等

例 収集運搬業者 (株)○○ ○○県○○市○○町○一○

中間処理事業者 (株)×× ××県××市××町×一×

③ ②以外で、回収物のリサイクル工程で処理を行う各事業者の名称、住所等

例 2次処理業者 (株)□□ □□県□□市□□町□一□

3次処理業者 (株)△△ △△県△△市△△町△一△

④ 回収物の再生利用用途

例 スチール缶 → スチール缶原料等

アルミ缶 → アルミ缶原料等

ビン → ビン原料等

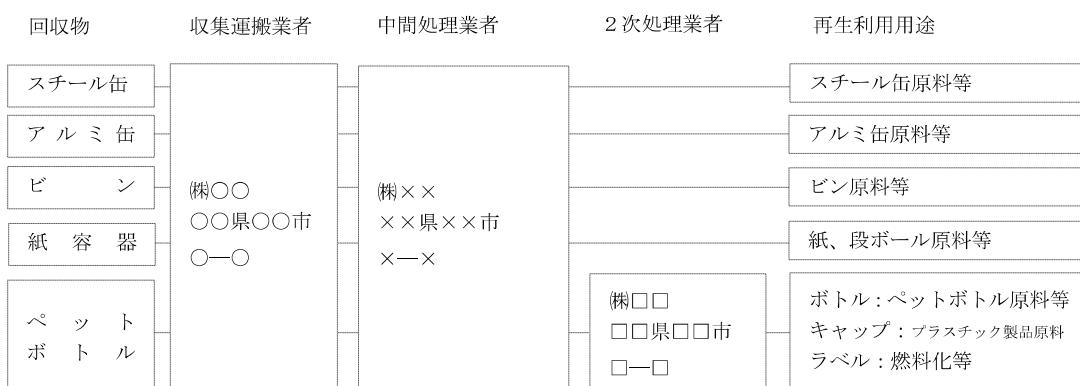
紙容器 → 紙、段ボール原料等

ペットボトル → ボトル : ペットボトル原料等

キャップ : プラスチック製品原料等

ラベル : 燃料化等

2 フローの記載例



横浜農業合同庁舎における自動販売機移設工事に係る特記仕様書

横浜農業合同庁舎（横浜市緑区三保町 2076）の入庁所属は、令和 10 年 2 月に移転予定のため、庁舎の移転に伴い、次のとおり自動販売機を移設すること。

1 移転先

横浜市旭区上白根町 1161-7

2 移転時期

令和 10 年 2 月予定

2 移設場所

別添図面のとおり

3 移設台数

1 台（現庁舎と同数）

4 その他

- ・横浜農業合同庁舎は再整備を行うため、仮設庁舎に移転します。自動販売機移設は、それに伴い仮設庁舎へ移設するものです。
- ・移転時期は、建替え工事の進捗状況等により変更となる可能性があります。
- ・使用人数は、現庁舎と同数程度を想定しています。
- ・移設場所には、令和 9 年 3 月 31 日まで自動販売機が 1 台設置されており、既存の電気設備は使用可能です。

別添図面

